



ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート 2013年3月号

新gTLDの導入に伴う競争と選択肢の拡大、消費者からの信頼について

1. 要約

米国商務省との覚書(AoC)から要求されていることと、新gTLDが1,000件以上追加されることもあり、ICANNは消費者の権利保護・選択肢の拡大を行い、消費者からの信頼を得たかどうかについて、新gTLD提供開始の1年後に評価をしなければならないことになっています。今回ICANNはそのために評価基準を検討する作業部会(WG)を設立して検討を行い、WGは評価基準についての「助言」を以下の通りまとめました。

- 評価軸（「消費者の信頼」、「消費者の選択肢」、「競争」）の定義
- 「消費者の信頼」に関する評価基準
- 「消費者の選択肢」に関する評価基準
- 「競争」に関する評価基準

本助言はICANNの支持組織(GNSO、ccNSO)および諮問委員会(GAC、ALAC)の検討に付され、支持組織、諮問委員会の検討結果を勘案の上理事会で評価基準が決定された後、理事会が別途設立するレビューチームが、最終的に新gTLDプログラムの評価を行う見通しです。新gTLDプログラムによって、本当に消費者の選択肢が広がり、競争も促進されたという評価結果となるのか、新gTLDレジストリの選定の行方と相まって、動向が注視されます。

2. はじめに

2011年6月のプログラム施行に関する理事会承認、2012年1月12日から同年5月30日までの申請受付を経て、1,930件の申請が行われた新gTLDプログラムは、本稿執筆時点で2013年2月28日から3月13日までの異議申立期間を終え、新gTLD委任に向けた準備作業の段階に入っています。しかし、商標保護への対応、gTLD空間の拡大に伴う今後におけるWHOISのあり方に関する検討、レジストラ認定契約(RAA)の検討など、継続的な検討を必要とする課題もいくつか残っています。

今回のポリシーレポートでは、新gTLDプログラム自体の評価を利用者の観点から検討する、ICANNの取り組み（「消費者の信頼作業部会(Consumer Trust Working Group)」により策定された、「ICANN理事会から要請された競争、消費者の信頼および選択肢に関する定義、測定および目標に関する助言(Advice requested by the ICANN Board regarding



definitions, measures, and targets for competition, consumer trust and consumer choice¹⁾」の助言に基づいたもの)を紹介します。

この取り組みは、冒頭で述べた継続的な検討課題の一つであり、ICANNの設立経緯と、ICANNが米国商務省(Department of Commerce; DoC)と締結している「責務の確認」(Affirmation of Commitment; AoC)²⁾により求められている責務にも関わっています。このAoCについては、第3章で詳しく説明します。

3. ICANNの役割と新gTLDとの関係

ICANN 設立は、当時 InterNIC として gTLD ドメイン名の登録を一手に扱っていた Network Solutions Inc.(NSI)の独占に対する懸念とその解消を背景としていることから、ICANN の附属定款においても、ICANN の基本的価値観(Core Values)の第6項に「実施可能であり公共の利益につながる場合には、ドメイン名の登録に競争を導入し、促進する」と記述されています。

また、新gTLDプログラムの導入検討を進める段階においても「新gTLD導入に伴う競争と消費者の選択肢に関する分析」の必要性が、GNSOにより 2006年11月に理事会に提出された報告書「GNSO new TLDs Committee: Draft Final Report Introduction of New Generic Top-Level Domains」³⁾であげられています。

さらには、次章に述べる、2009年に締結された前述のAoCにより、導入の1年後に検証を行う責務をICANNが負うことになりました。

4. AoCと理事会決議

責務の確認(AoC)とは、インターネットの資源管理に関するICANNと米国政府それぞれの責務を定義した文書です。それまでICANNが米国政府と締結してきた覚書である、「共同プロジェクト合意」(Joint Project Agreement:JPA)に替わるものとして、ちょうど新gTLDの導入の検討が佳境であった2009年9月に締結されました。

AoCにおいて、ICANNの責務とされている具体的な事項が4点あり、責務のひとつとして「消費者の信頼、消費者の選択肢、競争の促進」が挙げられています。(以下箇条書きの番号はAoCの項番通り)

9.1 公益性、信頼性、透明性の確保

¹ <http://gns0.icann.org/en/issues/cctc/cctc-final-advice-letter-05dec12-en.pdf>

² <http://www.icann.org/ja/about/agreements/aoc/affirmation-of-commitments-30sep09-ja.htm>

³ <http://gns0.icann.org/en/issues/new-gtlds/pdp-dec05-fr-parta-08aug07.htm>



- 9.2 DNS のセキュリティ、安定性、耐障害性の維持
- 9.3 消費者の信頼、消費者の選択肢、競争の促進
- 9.3.1 ICANN が定める既存の WHOIS に関連する指針の強化

また、ICANN の 2010～2013 年度における戦略計画⁴においても「消費者の選択肢、競争、革新(Consumer choice, competition and innovation)」という言葉で、重点的対応を行うとした 4 項目の一つとして挙げられており、理事会として重視していた課題であったとも考えられます。そして、2010 年 10 月の理事会では以下の決議を行いました⁵。

ドメイン名における競争、消費者の信頼および選択の幅についての定義および評価基準を確立し、これらの基準に関する 3 年間の目標を確立するために、ALAC, GAC, GNSO, ccNSO からの助言を求める

このように、AoC における具体的な責務の一つ、また戦略計画の重点項目にも挙げられたことから、「消費者の信頼/選択肢と競争促進」が ICANN にとって重要な課題であることが分かります。

5. 競争、消費者の信頼と選択肢の拡大に関する助言～策定までのプロセスと位置づけ～

2010 年 10 月の理事会決議に対応するために立ち上げられた、「消費者の信頼作業部会 (Consumer Trust Working Group)」によりまとめられたものが、今回のポリシーレポートで取り上げている助言です。

助言は、AoC にしたがって新 gTLD プログラムの効果を ICANN が重要と考える指標に基づき検証する上で、ICANN としてどのような情報が必要であり、収集した情報・結果をどう評価すればよいのかの参考材料とするために検討されたものであると、本文中に記されています。

GNSO において、2012 年 12 月に助言の最終版が承認され、理事会へ提出されました。ALAC からも本助言を支持する声明が発表されています。

6. 助言の概要

次に助言の概要についてご紹介します。

助言では、まずはドメイン名の名前解決に関わる DNS の機構全体および ICANN の新 gTLD

⁴ <http://www.icann.org/en/about/planning/strategic/strategic-plan-2010-2013-19feb10-en.pdf>

⁵ <http://www.icann.org/en/groups/board/documents/resolutions-10dec10-en.htm#6>



プログラムにおける、「消費者」、「消費者の信頼」、「競争」、「消費者の選択肢」についてそれぞれ定義しています。続いて、それらの定義に基づき「消費者の信頼」、「競争」、「消費者の選択肢」を測定する評価基準と、3年後に達成すべき目標が示されています。また、評価基準と目標の設定において、用語の意味するところについての共通認識は不可欠だとして、評価基準ごとに用語の定義を再掲する形をとっています。助言においては、それぞれの用語は次のように定義されています。

6.1 用語の定義

消費者(Consumer)

実在する、もしくは潜在的なインターネット利用者および登録者

消費者の信頼(Consumer Trust)

消費者がドメイン名システムに寄せる信頼（主に以下の内容を指す）

- (i) 正しい名前解決⁶への信頼
- (ii) TLD レジストリが自ら約束した目的を果たし、ICANN ポリシーおよび適用される国内法に準拠していることへの信頼
- (iii) ICANN のコンプライアンス機能への信頼

消費者の選択肢

ドメイン名のスクリプト⁷および言語に対して消費者が得られる選択肢の幅広さ、およびドメイン名の登録を希望するユーザーに対して、その目的に沿った登録を可能とするTLDの選択肢の幅広さ

競争

実在する市場競争および潜在的な市場競争における TLD、TLD レジストリ、レジストラの数量と多様性

選択する主体としての「消費者」という用語が的確であるのかについても議論が行われましたが、助言では、AoC の表現に合わせて消費者と表現することになったと補足されている

⁶ インターネットユーザーが電子メール、アプリケーション、Web ページを参照する上で利用するドメイン名の名前解決が正確に行われる状態であること

⁷ 文字体系、用字もしくは用字系ともいい、一つ以上の言語表記で使用する文字の集合を指します。例えば、漢字は複数の言語で使用される一つのスクリプトであり、日本語は漢字、ひらがな、カタカナの三つのスクリプトを使って表記することの多い言語だと言えます。



ます。次に、助言での各項目に関する評価基準を見ていきます。それぞれの用語に関する具体例は評価基準の項目をご覧ください。

6.2 評価基準

評価基準は、「消費者の信頼」「消費者の選択肢」「競争」の三つのテーマに対して、それぞれ「評価対象」「情報元」「情報収集/報告における課題」「3年後の目標」という項目が、表の形でまとめられています。

「3年後の目標」の多くは、現状よりも改善されているという程度の表現に留まっているか、具体的な目標は設定しないとしているものがほとんどです。これは、現時点では各項目において現状の数値や状況の調査を行う段階ではなく、具体的な数値を提示することが難しいためと思われます。実際、助言では3年後の目標設定にあたり、理事会がICANN事務局に対して、新gTLD拡張前の状況に基づいた指標となる数値を提示するよう求めることを推奨しています。

次に、各テーマにおける評価基準の特徴をご紹介します。個々の評価基準を詳しく確認される場合は、助言原文のP.10～19をご参照ください。

6.2.1 消費者の信頼に関する評価基準：助言P.10～13

消費者の信頼としては、ドメイン名における正しい名前解決、すなわち、ドメイン名の利用におけるサービスレベルに関わる評価に加え、ドメイン名を管理するTLDレジストリに対する登録者の信頼や、紛争の少なさ、フィッシングや詐欺等のドメイン名の悪用が少ないこと等も、信頼につながる評価対象として挙げられています。

例えば具体的には、TLDレジストリが登録者に提示している登録目的や登録要件等に関する約束を果たしていることや、ICANNポリシーおよび適用される国内法に準拠していることも評価対象に含まれます。紛争については、統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)⁸およびUniform Rapid Suspension (URS)⁹の苦情申し立てや、ドメイン名の移転または取り消し裁定（登録者の主張が認められなかったケース）の数を評価対象としています。また、フィッシングや詐欺などのドメイン名の悪用に関する評価項目が、複数設けられていることも特徴的です。各評価項目における情報元についても検討されており、例えばフィッシングの状況に関する情報元としては、国際的な非営利団体であるAnti-Phishing Working

⁸ <http://www.nic.ad.jp/ja/tech/glos-kz.html#03-udrp>

⁹ ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート 2012年10月号「新gTLD申請の最新状況について」5.2 (p.5)

<http://www.nic.ad.jp/ja/in-policy/policy-report-201210.pdf>



Group¹⁰ (APWG)が挙げられています。さらには当然のことながら、一意性や正しい保有者の管理としての基本となる登録情報の正確性も、信頼につながる評価項目に含まれていません。

実際の評価項目には反映されませんでした。意見募集の際に、ICANN が TLD レジストリやレジストラなどの関係者に対して、それぞれの行動が ICANN のポリシーに準拠しているか等のコンプライアンス確認を推進することが、消費者の信頼につながるという意見も表明されたことも、助言では記されています。

6.2.2 消費者の選択肢に関する評価基準：助言P.14～17

消費者の選択肢に関する評価基準は、二つの要素に分けられます。一つ目の要素は、登録者およびユーザーに対する、ドメイン名のスクリプトと言語に関する選択肢です。グローバルな公共の利益を実現する上では、ラテン文字および言語に限定しない選択肢が提供できていることを重視しています。

二つ目の要素は、登録者の目的に対して適切な TLD の選択肢が提供されていることです。例えば、消費者が特定の目的に特化したドメイン名を登録したいのか、それとも汎用的な用途のドメイン名でよいのか、その目的に応じてドメイン名の選択肢が提供されているかどうか、評価対象の一つとして挙げられます。さらに、ドメイン名の種別にとどまらず、登録を取り巻く環境も選択肢の評価対象として挙げられています。例えば、ドメイン名を登録する上での登録資格やドメイン名の利用に関する制約が、登録時にレジストラによって正しく伝えられた上で、ドメイン名を選択できる環境であるのか、または、登録者が、例えば個人名の保護などにあたって、TLD の運用が特定の法規制に準拠していることを求めたい場合、その法規制に準拠した TLD が存在するかどうかということも、選択肢の評価項目となっています。また、地域的な多様性も評価項目として挙げられています。

つまり、消費者の選択肢としては単純に TLD の数だけではなく、消費者が必要とする登録目的に対して適切な選択肢が提供されているか、また、選択肢の存在について十分に理解できる形で情報提供がされているかどうかも評価の対象とすることを前提に、評価基準が策定されています。多言語対応が、評価項目として複数挙げられていることも特徴的です。

その他の評価項目としては、登録者の地域多様性や DNS のトラフィックが指標として挙げられています。

6.2.3 競争に関する評価基準：助言P.18～19

競争に関する評価では、登録者やユーザーを取り巻く状況ではなく、供給側の状況を対象

¹⁰ <http://www.antiphishing.org/>



としています。また、競争の対象は gTLD に限定せず、ccTLD も競争の対象とすることを前提として、評価基準は策定されました。

競争についての評価項目において、新gTLDの特徴を踏まえた例としては、今後のTLD数があります。新gTLDにより増加するため、3年後の目標としてはこの大幅な増加を前提とし、既存のccTLDも含めた全TLD数の倍、既存の全gTLD数の10倍とすることが設定されています。また、供給者としてTLDの運用者だけではなく、バックエンドサービス事業者¹¹数やレジストラ数の増加、新規参加者がどれだけ増加するかも評価項目となっています。また、ドメイン名の卸売価格や販売価格、価格では評価できない利点も評価項目として挙げられています。

価格についての3年後の目標は提示されていません。例えば、非常に限定された対象者に対して高い価格でドメイン名の登録サービスを提供している事例も考えられ、価格が低いことが競争につながるという単純な結論を出すことが難しいため、あえて価格は設定していないとの説明が、2012年3月の第43回ICANNコスタリカ会議で開催されたConsumer Trustセッション¹²で行われています。

7. 今後

ICANN 理事会では、今回の助言に関する支持組織、諮問委員会からの検討結果を勘案して評価基準を定めた上で、「競争と選択肢の拡大、および消費者からの信頼に関するレビューチーム」(以下、CTCCC レビューチーム)を設立して、同チームに新 gTLD の効果分析を指示する、という流れとなる見通しです。

GNSOのWebページにおいて補足資料として提供されている資料¹³では、想定される今後の進め方として、以下の内容が紹介されています。

2013年	・ ICANN 理事会による評価基準の承認
	・ 新 TLD の委任開始
	・ ICANN 事務局による情報収集開始
	・ 新 gTLD に関する AoC に定められた責務に関するレビュー

¹¹ 助言では「レジストリサービスプロバイダ」という用語を使用しています。各レジストリに代わって業務基盤（登録システム、データベース、DNSなどのインフラ等）全般を提供する事業者のことを指しています。

¹² <http://costarica43.icann.org/node/29645>

¹³ <http://gns0.icann.org/en/issues/cctc/cctc-next-steps-17aug12-en.pdf>



	ICANN 理事会が「消費者の信頼、消費者の選択肢および競争」に関する AoC で定められた責務を評価するチーム(Consumer Trust, Consumer Choice and Competition AoC Review Team: CTCCC レビューチーム)を発足、承認
2014年	・ CTCCC レビューチームによる評価基準の枠組みの要求取りまとめ
2015年	・ ICANN による評価基準の実装 ICANN は、最終的な評価基準を実装し、新 gTLD プログラムの評価のために CTCCC レビューチームに提供
2017年	・ 採用した評価基準に基づいた目標達成の確認 2010年12月の理事会決議に基づいた新 gTLD 導入後3年後の目標達成確認

8. 終わりに

助言自体は、実際に新 gTLD 自体を評価することを目的としたものではなく、直接的には理事会の求めにしたがって定義および評価項目に関する検討結果を提供することを目的とし、また、今後理事会により発足される CTCCC レビューチームが、実際の評価を検討する際の参考とすることを想定しています。一方、CTCCC レビューチームにおける検討にあたっては、本助言の評価項目に限定されることを求めるものではないと明記されています。従って、本助言は ICANN およびその契約者に対して何ら義務を課すものでもなく、実際にこれらの測定が行われる段階でもありません。

しかし、評価項目から、新 gTLD プログラムの導入効果として ICANN が何を重視するべきなのか、現作業部会の考えを伺うことができ、ICANN 理事会がこれを承認した場合、それはすなわち、ICANN としてそれらの評価軸を重視していると考えられます。

具体的には以下に挙げた要素であり、「選択肢が増えるだけでなく、公共の利益にもつながら効果があることが確認できるか」が、評価対象として見なされると言えそうです。

- ・ 消費者の信頼においては、正しい名前解決に加え、紛争の少なさ、フィッシング等の悪用が少ないことや、TLD レジストリによる ICANN ポリシー・法規制への準拠
- ・ 消費者の選択肢においては、多様なスクリプトおよび言語への対応、各 TLD の利点や制約に関する情報提供の透明性および消費者による理解の浸透、登録者の目的に適切に対応できる TLD に関する選択肢の幅広さ



- ・ 競争においては、ccTLD も含めて比較した上でのレジストリ、レジストラ、バックエンドサービスプロバイダ等供給元の増加

また、助言では、ICANN 理事会が対応を開始次第、ICANN 事務局が必要な情報収集に着手することも推奨しており、今後、これらを評価する上でどのような情報が収集され、その結果が今後立ち上げられるレビューチームに評価されることになるのかは、引き続き注目が重要です。また、実際の新 gTLD 導入に伴い、単純に競争が促進されるということではなく、消費者の視点で、どの程度選択肢が広がることにつながるのか、また、利用にあたっての信頼につながるのかという観点で、実際の評価がどうなるのか、新 gTLD の運用開始後の 1 年後、3 年後が注目のしどころです。